

1. インドネシアの AEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）制度の根拠法令

- AEO に関する財務大臣規程 2014 年第 227 号（[原文](#)、仮訳（次頁））
- 税関による AEO 認定の付与手順に関する関税総局長規程 2015 年第 4 号（[原文](#)）
- インドネシア関税法 1995 年第 10 号（[原文](#)）
- インドネシア関税法 2006 年第 17 号（1995 年第 10 号の変更）（[原文](#)、[仮訳](#)）
（注）第 3 条および第 4 条において、輸入品と輸出品の税関検査の原則を規定
- 国家開発優先事項の実施加速に関する大統領指示 2010 年第 1 号（[原文](#)）
（注）添付資料（Lampiran）の優先事項 7（投資環境とビジネス環境）にて、AEO に関する大臣規程を整備し、国内のロジスティクスシステム関連の支援を行うよう指示

2. インドネシアの AEO 事業者数（2021 年 10 月現在）：138 社

（内訳）輸出者-輸入者：112 社、その他（通関業者など）：26 社

（出所）インドネシア関税総局

3. インドネシア関税総局連絡先

AEO Center, Direktorat Jenderal Bea dan Cukai (DJBC)

（所在地）Gedung Kalimantan Lt.1, Kantor Pusat Bea dan Cukai,

Jl. Jenderal A Yani (By Pass) Rawamangun, Jakarta Timur – 13230

（電 話）+62-21-4753412

（メール）aeoindonesia@customs.go.id

（URL）<https://www.beacukai.go.id/arsip/pab/aeo.html>

AEO に関する財務大臣規程 No.227/PMK.04/2014

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国財務大臣は、

- a. AEO に関する規定は、AEO に対する通関待遇に関する財務大臣規程 No.219/PMK.04/2010 で
すでに定められていること、
- b. 通関分野のサービスと監督の強化のため、そして実施の有効性を支え、AEO 実 施の中で経済
事業者の参加を拡大する枠組みにおいて、AEO に関する規定を再 規制する必要があること、
- c. a と b を考慮し、関税に関する法律 1995 年第 10 号及びその改正である法律 2006 年第 17 号
の第 3 条 (4)項、第 4 条(3)項の規定を実施する枠組みにおいて、AEO に関する財務大臣規程を
定める必要があること、

を考慮し、

関税に関する法律 1995 年第 10 号（官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号）及びその改正である法律
2006 年第 17 号（官報 2006 年 9 号、官報追記 4661 号）を鑑み、

以下を決定した：
AEO に関する財務大臣規程を定める。

第 1 章
総則

第 1 条

本大臣規程の中で、

- 1. 関税法とは、関税に関する法律 1995 年第 10 号及びその改正である法律 2006 年第 17 号のこと
である。
- 2. 経済事業者とは、グローバルサプライチェーンの機能内で国際的に物流に関与する者たちのこと
である。
- 3. 税関手続きに関し認定された経済事業者/Authorized Economic Operator)とは、関税総局の認定
を受け、特定の通関待遇を受ける経済事業者のことであり、以後 AEO と称する。
- 4. 総局長とは、関税総局長のことである。
- 5. 税関官吏とは、関税法に基づき特定の任務を行うために特定の役職において指名を受けた関税
総局の職員のことである。

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容に
するよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシ
ア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責
を負うものではありません。

6. 人とは、個人又は法人のことである。
7. 税関申告書とは、関税法に定められた形式と要件で税関手続きを行うために人が作成する表明のことである。
8. 輸入業者とは、関税領域へ物品を搬入する活動を行う人のことである。
9. 輸出業者とは、関税領域から物品を搬出する活動を行う人のことである。
10. 運送業者とは、物品及び/又は人を運送する運送手段の運営に責任を負う、人、代理人又は者のことである。
11. 通関業者とは、輸入者又は輸出者のためにその名義で税関手続きを行う事業体のことであり、PPJK と称する。
12. 一時蔵置場とは、積み込み又は搬出前に物品を一時的に蔵置するための、税関領域内の建物及び/広場もしくはそれに相応するその他の場所のことである。
13. 保税蔵置場とは、関税の猶予を受けて特定の目的で物品を蔵置するために利用される、特定の要件を満たした建物、場所又は地域のことである。
14. 税関事務所とは、関税法に基づき税関手続きを行う場所としての総局内の事務所のことである。
15. 混載業者とは、輸送手段に積み込むために税関領域に搬入する前に輸出品の収集（混載）を行う事業体のことである。
16. 現場視察とは、AEO としての認定を受けるための申請にかかる試験又はモニタリングと評価の枠組みにおいて、経済事業者の現場訪問（on site visit）を行う一連の活動のことである。
17. 内部管理システムとは、関税及び/或いは消費税規程の適用遵守を確認する目的で、経済事業者の事業活動、申告書類の動き、会計処理などに関連する部分のコミュニケーションと管理のために利用されるシステムのことであり、以後 SPI と称する。
18. 相互承認協定（Mutual Recognition Arrangement）とは、承認を行う税関行政側によって認定され受け入れられた AEO プログラムの条件を明記した、2 以上の税関行政間の承認のことである。
19. 経済事業者サービスマネージャーとは、AEO プログラムのコミュニケーション、コンサルティング、指導及び育成を行うことを任務とするために特別に指名を受けた税関官吏のことであり、以後クライアントマネージャーと称する。
20. 内部監査とは、所定の条件と要件の充足の質を維持する枠組みにおいて、AEO 内部で行う監査（self-audit）のことである。

第 2 章

AEO としての条件と要件

第 2 条

- (1) AEO としての認定を受けるために、経済事業者は下記の条件と要件を満たすこと：
 - a. 関税及び/或いは消費税規程の遵守を示す
 - b. 貿易データ管理システムを有する

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- c. 財務能力を有する
- d. コンサルティング、協力及びコミュニケーションシステムを有する
- e. 教育、訓練及び啓発システムを有する
- f. 情報交換、アクセス及び機密保持システムを有する
- g. カーゴのセキュリティシステムを有する
- h. 物流のセキュリティシステムを有する
- i. 所在地のセキュリティシステムを有する
- j. 職員のセキュリティシステムを有する
- k. 貿易パートナーのセキュリティシステムを有する
- l. 危機管理と事故復旧システムを有している
- m. a から l に規定のシステムのモニタリング、計測、分析及び強化の立案と実施システムを有している

(2) (1)項に規定の AEO としての認定を受けることができる経済事業者は：

- a. 輸入業者
- b. 輸出業者
- c. PPJK
- d. 運送業者
- e. 一次蔵置場事業者
- f. 保税蔵置場所事業者、及び/或いは
- g. 混載業者、郵便事業者など、グローバルサプライチェーン機能内の物流に関連するその他の者

(3) (1)項に規定の条件と要件の詳細は、本大臣規程と切り離すことができない一部である添付書類 I に記載の通り。

第 3 条

(1) AEO としての認定を受けた経済事業者は、特定の通関待遇が与えられる。

(2) (1)項に規定の特定の通関待遇は：

- a. 最低限の書類調査及び/或いは実物検査
- b. 通関手続き簡素化を受けるためのプライオリティー
- c. ロジスティックサプライの流れに障害及び脅威が高まった場合の特別サービス
- d. 事前通知（pre-notification）便宜
- e. 関税分野のあらゆる活動の保障のために企業保証（corporate guarantee）の利用が可能
- f. 定期的な形での通関義務決済便宜
- g. 蔵置なく直接、関税領域外から来た輸送設備から取り卸し及び/又は関税領域外に出発予定の輸送設備へ積み込みを行う便宜

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- h. 関税総局が行う新たなプログラムに参加するためのプライオリティー
- i. クライアントマネージャーが供与するサービスの形での特別サービスを受ける、及び/或いは
- j. 税関事務所の営業時間外に通関サービスを受ける

(3) (2)項に規定の特定の通関待遇の他に、AEO としての認定を受けた経済事業者は、下記も受けられる：

- a. 相互承認協定の中で他国の税関行政と合意している便宜、及び
- b. 関税総局と関連政府機関との間での MoU に基づく便宜

第 3 章

AEO としての認定を受けるための申請

第 4 条

(1) 経済事業者は、AEO としての認定を受けるために、総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏に対し申請を行う。

(2) (1)項に規定の申請に添付するのは：

- a. 経済事業者についての一般情報に関する質問表と不備なく記入した定性自己評価記入用紙 (self-assessment)
- b. AEO となるための態勢表明書、及び
- c. 定量自己評価 (self-assessment) 書類

(3) (2)項 a に規定の質問表には下記の関連書類を添える：

- a. 経済事業者からの組織構成
- b. SPI を反映した経済事業者の活動に関する SOP
- c. 事務所/工場/倉庫レイアウト、及び
- d. 会社設立証書及び/又は最新の変更証書

(4) 会社の良好な概要を示すために、経済事業者は、下記の遵守及び/或いはセキュリティー管理に関連するその他の書類の提出が可能：

- a. 過去 2 年間の独立監査人の報告書の写し
- b. 請負サービス会社、倉庫サービス会社、トラッキング会社及び/又は PPJK などロジスティックサプライチェーンに関連する第三者のリストと契約書
- c. 保有する通関便宜決定書
- d. 他国からの AEO 認証状/認定、及び/又は経済事業者のプロフィール（会社概要）、標準化国際組織からの認証状、国際船舶及び港湾施設保安コード(International Ship and Port Facility Security Code)及び/又は税務分野の義務の充足などのその他の書類

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- (5) (2)項 a に規定の質問表と定性自己評価記入用紙（self-assessment）は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類 II に記載の書式例の通り。
- (6) (2)項 c に規定の定量自己評価（self-assessment）書類は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類 III に記載の書式例の通り。

第 5 条

- (1) 第 4 条に規定の申請に対し、税関官吏は下記を行う：
- a. 事務要件の調査、及び
 - b. 現場視察
- (2) (1)項 a に規定の事務要件の調査は、申請書類の不備の調査、第 4 条（2）項に規定の添付書類にある情報及び第 4 条（4）項に規定のその他の書類の適合性の試験により実施する。
- (3) (2) 項に規定の調査の結果、申請がさらなる手続きを進めるに相当であることを示している場合、税関官吏が現場視察を行う。

第 6 条

- (1) 税関官吏は、任命書に基づき現場視察を行う。
- (2) 経済事業者は、現場視察中、税関官吏が必要とするデータと情報を準備すること。
- (3) 現場視察実施後、総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏に提出し、経済事業者に写しを送るために、税関官吏は現場視察報告書を作成する。
- (4) (3) 項に規定の現場視察報告書には、結論及び/又は改善アドバイスを記載する。
- (5) 現場視察報告書に改善のアドバイスが記載されている場合、経済事業者は改善を行うことでフォローアップを行う。
- (6) 改善を行う上で、経済事業者は総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏に指導とコンサルティングを要請することが可能。
- (7) フォローアップ済みの改善アドバイスに対し、経済事業者は、総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏に現場再視察の要請を出す。
- (8) (7) 項に規定の現場再視察を行う税関官吏は、総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏に提出し、経済事業者に写しを送るために、現場再視察報告書を作成する。

第 7 条

- (1) 第 4 条に規定の申請は、下記に該当する場合、現場視察によりフォローアップを行わない：
- a. 経済事業者が AEO としての認定申請取り消しレターを出した、又は

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

- b. 第 5 条 (2) 項に規定の事務的調査の結果、経済事業者の申請がさらなる手続きを進めるに適當でないことを示している

(2) 第 4 条に規定の申請は、下記に該当する場合、認証プロセスのフォローアップを行わない：

- a. 経済事業者が AEO としての認定申請取り消しレターを出した、又は
- b. 第 6 条 (7) 項に規定の現場再視察要請を第 6 条 (4) 項に規定の現場視察報告書の日から 1 年以内に行わなかった

(3) (1) 項 b に規定のフォローアップを行わない申請に対し、総局長又は AEO 対応 のために指名を受けた官吏は、理由を述べたうえで通知を行う。

第 8 条

(1) 総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏は、結論を記載した現場視察報告書又は現場再視察報告書の受理日から 60 日以内に、AEO となるための申請の承認を出す。

(2) (1) 項に規定の AEO となるための申請の承認に対し、総局長は AEO としての経済事業者認定に関する総局長決定を発行する。

(3) (2) 項に規定の総局長決定の発行に対し、AEO としての経済事業者認定認証状を発行する。

(4) (2) 項に規定の総局長決定の書式は、本大臣規程と切り離すことができない一部である添付書類 IV に記載の書式例に基づき作成する。

(5) (3) 項に規定の認証状の書式は、本大臣規程と切り離すことができない一部である添付書類 V に記載の書式例に基づき作成する。

第 9 条

(1) 第 8 条 (2) 項に規定の AEO としての経済事業者認定は、5 年間有効である。

(2) (1) 項に規定の AEO としての経済事業者認定は、5 年に 1 度更新する。

第 4 章

AEO の責任

第 10 条

AEO は下記の責任を負う：

- a. 第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件の維持及び/又は強化
- b. 第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件の充足にかかる評価の形で、1 年に 1 度、定期的に内部監査

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

を行う

- c. クライアントマネージャーに対し内部監査結果報告書を提出する
- d. 第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件に影響を及ぼしうる顕著な変更が生じた場合、クライアントマネージャーに対しその他の報告書の提出
- e. 第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件の維持及び/又は強化の枠組みにおいて、クライアントマネージャーとの集中的なコミュニケーション、及び
- f. 貿易実務において倫理観と説明責任を開発及び維持する

第 5 章

モニタリングと評価

第 11 条

AEO に対しモニタリングと評価を行う。

第 12 条

- (1) 第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件の充足を維持するため、AEO 対応ユニット又はクライアントマネージャーはモニタリングを行う。
- (2) (1) 項に規定のモニタリングは下記を含む：
 - a. 第 10 条 b に規定の内部監査結果報告書の調査
 - b. 第 10 条 d に規定の顕著な変更報告書の調査
 - c. 内部及びその他の政府機関、マスメディア、業界団体などの外部からの情報収集
 - d. 随時の現場視察、及び/又は
 - e. 経済事業者において AEO に対応するマネージャーとのコミュニケーション、コンサルティング、及び調整

第 13 条

- (1) モニタリングの結果、第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件の質の低下が示された場合、AEO 対応ユニットが AEO の評価を行う。
- (2) (1) 項に規定の評価プロセス中、特定の通関待遇は引き続き AEO に有効。

第 6 章

AEO としての経済事業者認定の凍結と取り消し

第 14 条

- (1) 総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏は、下記に該当する場合、AEO としての経済事業者認定を最長 12 か月間凍結する：
 - a. 第 13 条 (1) 項に規定の評価結果により、AEO が第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件をもはや

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

満たしていないと結論付けられた

- b. AEO が関税及び/又は消費税犯罪を犯したことが立証されたことを定める裁判所の判決が出た
- c. AEO が第 10 条に規定の責任を果たさなかった、及び/又は
- d. グローバルサプライチェーンに関連する物品が社会の安全、衛生及び/又は環境に危険を及ぼす危機を招きうる状況にある

(2) (1) 項に規定の凍結プロセス中、特定の通関待遇は AEO に与えられない。

(3) (1) 項に規定の凍結は、下記に該当する場合に取り消される：

- a. 評価結果に基づき、第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件をまた充足した
- b. 第 10 条に規定の責任を果たした、及び/又は
- c. (1) 項 d に規定の危機的状況を克服又は解決した

(4) (1) 項に規定の凍結は、本大臣規程と切り離すことができない一部である添付書類 VI に記載の書式例に基づき、総局長決定の発行によりこれを行う。

(5) (3) 項に規定の凍結の取り消しは、本大臣規程と切り離すことができない一部である添付書類 VII に記載の書式例に基づき、総局長決定の発行によりこれを行う。

第 15 条

(1) 総局長又は AEO 対応のために指名を受けた官吏は、下記に該当する場合、AEO としての経済事業者認定の取り消しを行う：

- a. AEO から取り消し申請があった
- b. 6 か月間継続して通関活動を行わなかった
- c. 過去 5 年間に 3 回の凍結を受けた
- d. 凍結期間後、第 2 条 (1) 項に規定の条件と要件を充足しない及び第 10 条に規定の責任を果たさなかった
- e. 関税、消費税及び/又は税務犯罪を犯したことが立証されたことを定める裁判所の判決が出た、又は
- f. 裁判所により破産宣告を受けた

(2) AEO としての認定を取り消された経済事業者は、取り消しの日から早くて 2 年後 に AEO の再申請が可能。

(3) (1) 項に規定の取り消しは、本大臣規程と切り離すことができない一部である添付書類 VIII に記載の書式例に基づき、総局長決定の発行によりこれを行う。

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

第 7 章 相互承認協定

第 16 条

関税総局は、AEO プログラムの実施の枠組みにおいて他国の税関行政と相互承認協定を行うことが可能。

第 8 章 雑則

第 17 条

- (1) AEO としての認定供与の枠組みにおける活動、AEO に対するモニタリングと評価、AEO としての認定凍結及び AEO としての認定の取り消しは、AEO 対応ユニットがこれを行う。
- (2) (1) 項に規定のユニットがまだない場合、(1) 項に規定の活動は AEO 実施チームが実施する。
- (3) (2) 項に規定の AEO 実施チームは総局長が定める。

第 9 章 移行規定

第 18 条

本大臣規程発効により、AEO に対する通関待遇に関する財務大臣規程 No.219/PMK/04/2010 に基づきすでに AEO となるための申請を出し、事務要件調査と現場視察が行われている経済事業者は、その調査結果に対し本大臣規程に基づくプロセス が継続される。

第 10 章 結びの規定

第 19 条

下記に関する詳細規定は、総局長規程で定める：

- a 経済事業者の申請に対する事務要件調査、現場視察及び認証プロセスの手順
- b AEO に供与する特定通関待遇の実施
- c AEO 対応ユニットによるモニタリングと評価手順、及び
- d AEO としての認定の凍結と取り消し手順

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

第 20 条

本大臣規程発効時点において、AEO に対する通関待遇に関する財務規定 No.219/PMK.04/2010 は取り消し無効となる。

第 21 条

本大臣規程は、法制化の日から 60 日後に有効となる。

すべての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2014 年 12 月 17 日、ジャカルタにて制定

財務大臣

バンバン P.S.ブロジョヌゴロ

2014 年 12 月 17 日、ジャカルタにて法制化

法務人権大臣

ヤソナ H.ラオリ

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。